

令和7年度

習志野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付のご案内

公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」では、特定の飼い主がいない猫の不妊去勢手術を無料で受けられるさくらねこ無料不妊手術チケットを申請者に対して配布しています。

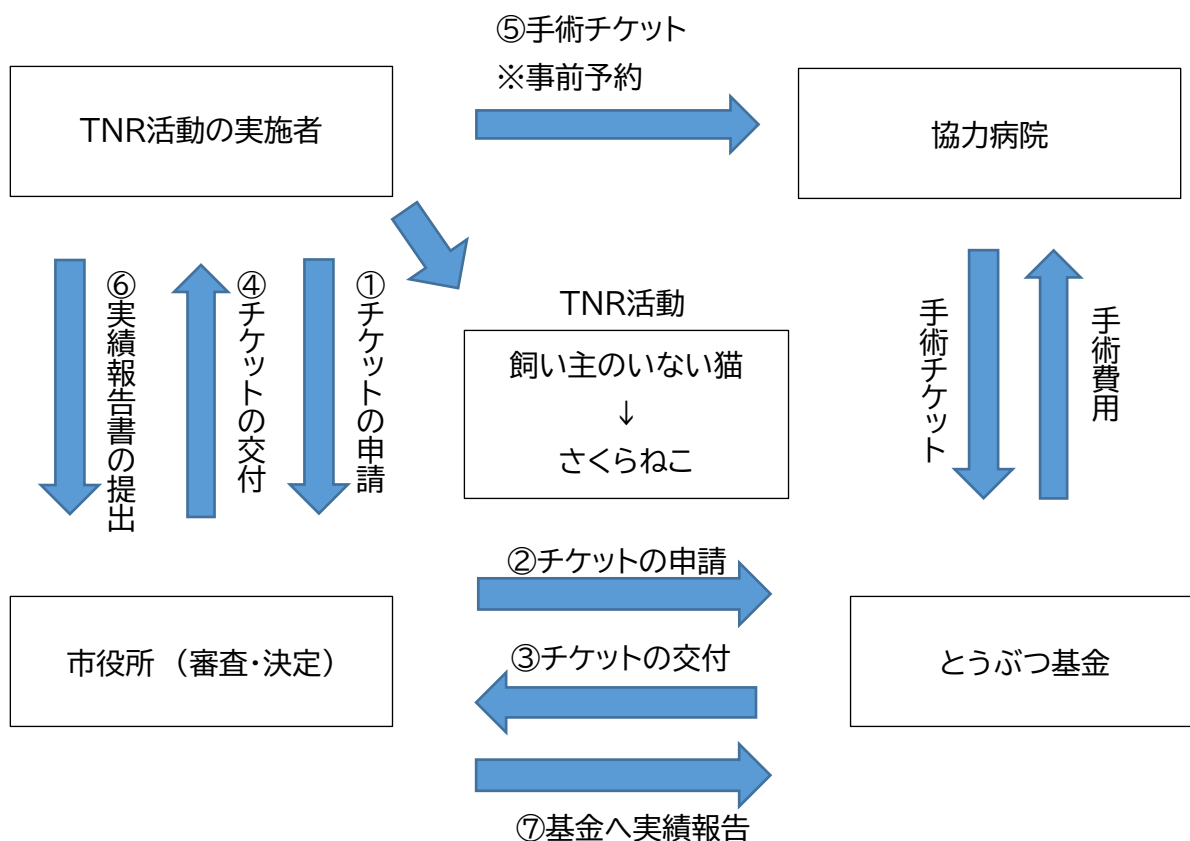
チケットは基金が指定する※協力病院で使用することができます。

チケットの応募枠には、行政枠・団体枠・一般枠があり、行政枠では応募チケット枚数の上限がなく、不妊去勢手術だけではなくワクチン、ノミ除け薬もチケットの支援内容に含まれます。

習志野市では行政枠として登録し、基金より提供を受けたチケットを、飼い主のいない猫のTNR活動（猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す活動）を行う方に対して交付します。

※どうぶつ基金が指定する協力病院は、習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用助成金で指定する市内協力動物病院とは異なりますので、ご注意ください。

〈 さくらねこ無料不妊手術事業の流れ 〉



＜申請期間＞

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）
午前8時30分～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
※公益財団法人どうぶつ基金の予算額に達し次第、受付を終了します。

＜申請場所＞

市役所4階 環境政策課（郵送不可）
※ 初回申請時には住所の確認を行いますので、窓口にて住所の分かるもの
（運転免許証や保険証等）を提示のうえ申請書を提出してください。

＜交付対象＞

対象となる方、猫について、以下すべての項目に該当すること。

1. 申請者

（1）本市に住所を有し、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる方。

2. 猫

（1）市内に生息していると推測される飼い主のいない猫であること。

（2）これから不妊去勢手術を受け、耳先をV字カットさせる猫であること。

＜交付枚数＞

交付上限枚数は各回1人10枚とします。

2回目以降の申請での交付枚数は、過去のチケットの使用実績等を考慮して決定します。

また、どうぶつ基金の予算状況等によっては申請枚数に満たない枚数の交付になる場合があります。

＜手続きの流れ＞

チケットは月単位で発行され、有効期間は1か月間となります。

	（4月申請）	（5月チケット交付）	（6月中に手術を実施）	（7/5までに提出）
例 ➡➡	手術実施月の前々月中に申請します	手術実施月の前月に交付されます	チケット有効期間内に手術を実施します	報告書提出期限内に実績報告
申請者	1. 市へ交付申請		2. 手術の実施	3. 手術終了後市へ実績報告（期限厳守）
習志野市	↓	どうぶつ基金へ申請（1日～5日） ↑ 交付		↓ 基金へ報告
どうぶつ基金		↓ チケットの交付 ↑		↓

1. 交付申請

- (1) 次ページの〈令和7年度申請書受付期間及び報告書提出期限〉における申請書受付期間に「習志野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(第1号様式)」を、環境政策課に提出してください。
- (2) 申請書提出後、翌月下旬に「習志野市さくらねこ無料不妊手術チケット(交付・却下)決定通知書(第2号様式)」及びチケットを郵送します。

※市から公益財団法人どうぶつ基金に対し、チケット申請する際に選択できる協力病院は1か所のため、複数の申請者が異なる協力病院を希望した場合は市で適当な協力病院を選びます。その場合は、申請書に記載した協力病院にならない可能性がありますのでご了承ください。

2. 手術の実施

- (1) チケットの有効期間に猫の不妊去勢手術を実施してください。
- (2) 手術の際は指定された協力病院に事前の予約をお願いします。
- (3) チケットを使用する際は、協力病院にて本人確認書類(運転免許証や保険証等)を提示し、チケットをお渡しください。
- (4) 不妊去勢手術と同時に、メスは左耳、オスは右耳の耳先にV字カットを施してください。
- (5) 手術後は猫を元の場所に戻してください。

※手術の実施について

- ・市では捕獲器の貸与は行っておりません。
- ・手術の際、病気その他によりショック死等の恐れもあります。
- ・捕獲・手術等において生じた事故等は、申請者の責任で処理してください。

3. 市へ実績報告

次ページの〈令和7年度申請書受付期間及び報告書提出期限〉における報告書提出期限までに以下の書類を、環境政策課に提出してください。

※郵送可(ただし、締切日必着)

「習志野市さくらねこ無料不妊手術チケット使用実績報告書(第4号様式)」

- ・猫の捕獲及び解放現場の写真(捕獲器を設置した場所の写真等)
- ・不妊去勢手術を受けた猫の全身写真(耳先のV字カットが分かるもの)

〈 令和7年度申請書受付期間及び報告書提出期限 〉

令和7年度	申請受付期間	チケット有効期間	報告書提出期限
第1回	4/1～4/30	6/1～6/30	7/7
第2回	5/1～5/30	7/1～7/31	8/5
第3回	6/2～6/30	8/1～8/31	9/5
第4回	7/1～7/31	9/1～9/30	10/6
第5回	8/1～8/29	10/1～10/31	11/5
第6回	9/1～9/30	11/1～11/30	12/5
第7回	10/1～10/31	12/1～12/31	1/5
第8回	11/4～11/28	1/1～1/31	2/5
第9回	12/1～12/26	2/1～2/28	3/5
第10回	1/5～1/30	3/1～3/31	4/6
第11回	2/2～2/27	4/1～4/30	5/7
第12回	3/2～3/31	5/1～5/31	6/5

注意事項

- ・ チケットの使用に当たっては、公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業をよく理解し、基金の取決めに従ってください。
- ・ チケットは使い切れる枚数を申請してください。
- ・ 実績報告は提出期限を守ってください。申請者のうち一人でも実績報告していないと、市から基金へのチケット使用報告ができません。基金への報告が滞ると、基金へチケット申請ができなくなるおそれがあります。
- ・ 習志野市以外で捕獲した猫や譲渡予定の猫、飼い猫へのチケットの使用、また他人へのチケットの譲渡などはチケットの不正利用に該当します。
- ・ どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術チケットは、行政枠以外に団体枠・一般枠があります。団体枠・一般枠のチケットは、どうぶつ基金へ直接申請してください。

〈 申 請 ・ 問 合 せ 先 〉

習志野市 環境政策課

〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1

電話：047-453-5579(直通)

市ホームページ：

習志野市ホーム>くらし・手続き>生活・環境>ペット>

さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)を交付します



どうぶつ基金
ホームページ